

レーダーに関する技術

(P 1 / 3)

外為令別表の10の項(1) (省令第22条第1項第一号から第六号)

外為令別表の10の項(2)

(省令第22条第2項第一号、同項第二号、同項第三号ニ及び同項第四号)

外為令別表の10の項(6) (省令第22条第5項第一号、第二号)

パラメータシート

様式：9T-2

(役務)

提 供 役 務 名：

作成者又は提供者：

CISTEC 2012.08.01

(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備 考
1 (外為令別表の10の項(1) / 省令第22条第1項関係)			
一 省令第9条第十三号に該当するレーダー又はその部分品の設計に必要な技術か？(プログラムを除く。)	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓該当品目 []	「付表技術」
二 省令第9条第十三号ニ、チ若しくはルに該当するレーダー又はその部分品の製造に必要な技術か？(プログラムを除く。)	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓該当品目 []	「付表技術」
三 省令第9条第十三号に該当するレーダー又はその部分品(前号に該当するものを除く。)の製造に必要な技術か？(プログラムを除く。)	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓該当品目 []	
四 省令第9条第十三号ニ、チ若しくはルに該当するレーダー又はその部分品を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術か？(プログラムを除く。)	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓該当品目 []	「付表技術」
五 省令第9条第十三号に該当するレーダー又はその部分品(前号に該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラムか？	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓該当品目 []	
六 前号のプログラムの設計に必要な技術か？(プログラムを除く。)	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓該当品目 []	「付表技術」
2. (外為令別表の10の項(2) / 省令第22条第2項関係)			
一 第9条第十三号に該当するレーダー又はその部分品を使用するために設計したプログラムか？	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓該当品目 []	
二 前号のプログラムの設計に必要な技術か？(プログラムを除く。)	☐ いいえ ↓	☐ はい ↓該当品目 []	「付表技術」

レーダーに関する技術

(P 2 / 3)

外為令別表の10の項(1) (省令第22条第1項第一号から第六号)

外為令別表の10の項(2)

(省令第22条第2項第一号、同項第二号、同項第三号ニ及び同項第四号)

外為令別表の10の項(6) (省令第22条第5項第一号、第二号)

パラメータシート
様式：9T-2
(役務)

提 供 役 務 名：

作成者又は提供者：

CISTEC 2012.08.01
(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	回 答		備 考
三 航空管制用のプログラムか？	☐ いいえ ← 四へ	☐ は い ↓	「付表技術」
ニ 5以上の一次レーダーから目標データを受信することができるものか？	☐ いいえ レーダー数 ↓[]	☐ は い レーダー数 ↓[]	
四 前号のプログラムの設計に必要な技術か？ (プログラムを除く。)	☐ いいえ ↓	☐ は い ↓該当品目 []	
5 (外為令別表の10の項(6) / 省令第22条第6項関係)			
レードームの設計又は製造に係る技術か？	☐ いいえ	☐ は い ↓	
一 次のイ及びロに該当するレードームを製造するためのプログラムか？	☐ いいえ ←二へ	☐ は い ↓該当品目 []	
イ 電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナを保護するために設計したものか？	☐ いいえ ↓	☐ は い ↓	
ロ 平均サイドローブに対するメインビームのピーク値の出力比が40デシベルを超えるアンテナパターンを生じるものか？	☐ いいえ ↓	☐ は い ↓	
二 前号のプログラムの設計に必要な技術か？ (プログラムを除く。)	☐ いいえ	☐ は い 該当品目 []	「付表技術」
判 定 結 果	☐ 非該当	☐ 該 当	
該 当 項 番 [() 内に該当番号を記入する。 複数に該当する場合は全て記入する]	① 外為令別表の10の項() ② 貨物等省令の条項等の番号等 省令第22条第()項第()号() 同条第()項第()号() 同条第()項第()号()		

レーダーに関する技術

(P 3 / 3)

外為令別表の10の項(1) (省令第22条第1項第一号から第六号)

外為令別表の10の項(2)

(省令第22条第2項第一号、同項第二号、同項第三号ニ及び同項第四号)

外為令別表の10の項(6) (省令第22条第5項第一号、第二号)

パラメータシート
様式：9T-2
(役務)

提 供 役 務 名：

作成者又は提供者：

CISTEC 2012.08.01
(平成24年8月1日施行政省令等対応)

注1. パラメータシートには、資料(カタログ、仕様書等)を添付し、判定の根拠を明示すること。

注2. 回答欄右側の下線付の回答に一つもチェックされない場合は当該技術が標記に非該当であり、
回答欄右側の下線付の回答に一つでもチェックされた場合は該当と判定される。

注3. 「付表技術」とは「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」の付表に該当するものをいう。

検討の結果、以上のとおり相違ありません。

作成責任者：	(作成年月日	年	月	日)
会 社 名				
所属・役職				
(フリガナ)				
氏 名				印
電 話				(内線)